デジタル簡易無線局（登録局）の登録申請について

＜ご注意＞

この無線機をお使いになる前に、まず電波法第二十七条の十八の「無線局の登録申請手続き」に沿った登録申請を所轄の総合通信局に対して行ってください。申請は簡単で、書類を手書きして郵便で行う方法と総務省のウエブサイトから電子申請で行う方法があります。

いずれの場合も実際に通話を始めることができるのは、総合通信局から登録状が送られてきたあとになります。無線機固有の信号が自動的に発信されるので申請が済んでいるかどうか特定ができる仕組みになっていて、登録状が来る前やこの申請手続き自体をしないで使うと、不法無線局の開設となって下記のように厳しく罰せられます。

電波法　第九章　罰則

第百十条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰則に処する。

一　第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

二　第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を開設した者（以下略）

＜手続きについて＞

【提出する書類】

裏面のチャートをご覧ください。個別か包括か、どちらか該当する方を選びます。

□　個別登録申請の場合：

・個別登録申請書（収入印紙２３００円）　・整理番号用紙　・登録状送付用封筒（返信用切手貼付＋返信先住所記載済み）

□　包括登録申請の場合：

・包括登録申請書（台数に関係なく収入印紙２９００円）　・整理番号用紙　・登録状送付用封筒（返信用切手貼付＋返信先住所記載済み）

・無線局開設届出書（登録状が届いてから）

＊　個別/包括　共通：電波利用料の支払いに関する案内書（納入告知書）を登録状に記載された住所以外に送ってほしいときは納入告知先申出書を同封します。（無線機は横浜の倉庫で使うが利用料は東京本社の経理部から支払いたい、等の場合）

【書類を手書きして、郵便で申請する】

裏面の「無線局（登録）申請手続きの流れ」を良く読んで、申請の記載例等を参照しながら別添の所定用紙に必要事項を記入、捺印して下記の申請書送付先に提出してください。

□　宛名は、「〇〇総合通信局（沖縄区域の場合は、沖縄総合通信事務所）簡易無線担当 御中」とし、「デジタル簡易無線局の登録申請書在中」と併記します。

□　**返信用封筒を必ず同封してください。（登録状を受け取りたい住所と氏名をあらかじめ書き、切手を貼っておいてください）登録状はＡ４サイズですから大きめの封筒が必要です。（封筒関連は書類不備でもっとも多い事例の一つですからご注意ください）**

□　申請前に申請者欄の内容を確認してください。（申請の記載例の注3をご参照ください）

【総務省のインターネット申請を利用する】

総務省の電波利用ホームページ　http://www.denpa.soumu.go.jp/public/list/index.html をご利用ください。

事前の登録やパソコンの準備が必要になりますので「はじめる前に」から手順を良く読んで、ご不明な点は総務省のお問い合せ窓口に直接ご相談ください。弊社ではインターネット申請に関する手順についてご説明するサービスは行っておりません。

【申請書送付先】

	郵便番号	住　所		管　轄　区　域
北海道総合通信局	060-8795	札幌市北区北８条西2-1-1	札幌第一合同庁舎	北海道
東北総合通信局	980-8795	仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第二合同庁舎	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南1-2-1	九段第三合同庁舎	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
信越総合通信局	380-8795	長野市旭町1108		新潟・長野
北陸総合通信局	920-8795	金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎	富山・石川・福井
東海総合通信局	461-8795	名古屋市東区白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第３号館	岐阜・静岡・愛知・三重
近畿総合通信局	540-8795	大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第一号館	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国総合通信局	730-8795	広島市中区東白島町19-36		鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国総合通信局	790-8795	松山市宮田町8-5		徳島・香川・愛媛・高知
九州総合通信局	860-8795	熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合通信事務所	900-8795	那覇市旭町1-9	カフーナ旭橋Ｂ－１街区５階	沖縄

無線局（登録）申請手続きの流れ

＊１台だけを登録する。

個別申請の提出書類

・　個別登録申請書
・　整理番号用紙
・　登録状送付用封筒（切手＋住所記載済み）

印紙：２，３００円／件

＊複数を登録、又は将来増設する予定がある。

包括申請の提出書類

・　包括登録申請書
・　整理番号用紙
・　登録状送付用封筒（切手＋住所記載済み）

印紙：２，９００円／件

＊　電波利用料の納付案内は登録状の住所に届きます。それ以外の住所に告知書送付を希望される場合は、登録申請時に「納入告知先申出書」を同封して提出します。

書類を総合通信局に提出すると登録状が送られてきます。
不備がなければ１５日程で発行されます。

無線機が使えるようになります。

開設届　（無料）：必ず運用開始から１５日以内に提出してください。以降、増設した時も１５日以内にこの用紙だけを使って総合通信局に届けます。

毎年送られてくる告知書に従って電波利用料を納付していれば、登録状に記載された期間（通常５年）、無線機が使えます。

再登録申請　（有料・１４５０円又は１８５０円の印紙が必要です）

・　引き続き無線機を使う場合は、有効期限満了前１～３ヶ月以内の間に再登録申請をします。この期間に更新を忘れたら新規登録の手順で再申請します。

登録状が発行されたあとに発生するかも知れない手続き

変更届　（無料）

結婚や引っ越しで名前や住所など登録状の記載内容が変更になるときは届けてください。特に電波利用料の納付案内は登録状の住所に届きますから注意してください。この納付告知書が宛先に届かないと登録を取り消されることがあります。

廃止→開設届け（個別：有料/包括：無料）

・登録が有効な期間内でも、無線機を買い換えたときは届け出が必要です。個別登録の場合は廃止届と新規の個別登録申請が必要です。包括登録の場合は廃止届と開設届を提出します。

廃止届　（無料）

・無線機を使わなくなったり他人に譲渡したりしたときは必ず廃止届を出してください。届け出をしないと電波利用料が請求されます。

再登録や変更・廃止届の提出方法、電波利用料の納付に関するご質問は、お住まいのエリアの総合通信局までお問い合わせください。アマチュア無線用のような申請書類セットは現時点では市販されていません。

総務省のウエブサイト：

・　デジタル簡易無線局の登録に関するページ：http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/proc/regist/index.htm

・各総合通信局のお問い合せ先（ここからお住まいのエリアの総合通信局サイトにアクセス、そちらでお問い合せ先を調べるとデジタル簡易無線局に関する電話番号が判ります）http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/commtab1/index.htm

PF0184C
FNEK-NM